

2024 年度概要書 (VALLOON 高等学院)

本書面では入学に関する注意事項・重要事項についてご説明しております。
書面の内容をよくお読みいただき十分にご理解した上でご契約ください。

24/3/3 更新

VALLOON 高等学院 (湘南美術学院) が行う役務の提供行為とは、お申し込みいただいた当該コースを受講できる学習環境・設備を用意し、講師による一斉指導を行い、また、講師による個別指導あるいは個人指導を行う行為です。

1. 事業者氏名 (法人名)、住所、電話番号、代表者氏名

事業者 有限会社金沢アトリエ
住所 神奈川県鎌倉市大船 2-18-28
電話 0467-46-1338
代表者 代表取締役 尾竹 由己

2. 役務の内容

役務の種類 VALLOON 高等学院 (湘南美術学院) が行う美術系大学進学指導・美術実技指導
役務提供の形態または方法 ①通学コース (受験科) 一斉指導、個別指導
②通学コース (基礎科) 一斉指導、個別指導
③オンラインコース 一斉指導、個別指導、個人指導
役務を提供する時間数などの合計 下表内参照

3. 役務の対価 (学費)

- 一括全納時 4 月入学学費 (税込)

◆通学コース(受験科) ※入試直前期に授業時間の変更、またそれに伴う追加料金が発生する場合がございます。

◆受験科 ※入試直前期に授業時間の変更、またそれに伴う追加料金が発生する場合がございます。

コース	通学日数	授業期間・授業日	授業日時	入学手続き諸経費	授業料 + 諸経費	サポート費用	合計 (入学手続き諸経費を除く)
油画科	月～土 (週6日)	1学期:4/8(月)～ 7/8(土)うち12週 2学期:9/2(月)～ 11/30(土)うち12週 3学期:1/6(月)～受験まで	鎌倉大船校 月～土 9:00～16:00 横浜青葉台校 月～土 9:30～16:30	¥33,000	¥859,760	¥100,000	¥959,760
日本画科			月～土 9:00～16:00				
彫刻科			月～土 9:00～16:00				
工芸科			横浜校 月～土 9:00～16:00 横浜青葉台校 月～土 9:30～16:30				
デザイン科			横浜校 月～土 9:00～16:00 横浜青葉台校 月～土 9:30～16:30				
建築科	土・日 (週2日)	1学期:4/13(土)～ 7/7(日)うち12週 2学期:9/7(土)～ 12/1(日)うち12週 3学期:1/25(土)～受験まで	土 13:30～21:00 日 9:30～18:00	¥33,000	¥544,500	¥100,000	¥644,500
先端芸術 表現科	月・火・日 (週3日)	1学期:4/8(月)～ 7/7(日)うち12週 2学期:9/2(月)～ 12/1(日)うち12週 3学期:1/20(月)～受験まで	月・火 17:30～20:30 日 10:00～18:00	¥33,000	¥528,000	¥100,000	¥628,000
受験デッサン科 ※2学期までの開講	日曜 (週1日)	1学期:4/14(日)～ 7/7(日)うち12週 2学期:9/1(日)～ 12/1(日)うち13週	日 10:00～17:00	¥33,000	¥248,600	¥200,000	¥448,600

◆通学コース(基礎科)

コース	通学日数	授業期間・授業日	授業日時	入学手続き諸経費	授業料 + 諸経費	サポート費用	合計 (入学手続き諸経費を除く)
12時間制作 コース	週3～4日	1学期:4/15(月)～7/14(日)うち12週 2学期:9/9(月)～12/1(日)うち11週 3学期:1/13(月)～3/9(日)うち8週	月火 17:30～20:30 水木 17:30～20:30 金土 17:30～20:30 日 10:00～17:00 (上の中から2クラス選択)	¥33,000	¥462,660	¥200,000	¥662,660
6時間制作 コース	週1～2日		月火 17:30～20:30 水木 17:30～20:30 金土 17:30～20:30 日 10:00～17:00 (上の中から1クラス選択)				

◆オンラインコース

コース	クラス	授業期間・授業日	入学手続き諸経費	授業料・諸経費	サポート費用	合計 (入学手続き諸経費を除く)
基礎デッサン コース	スタンダードクラス	1学期:12課題 2学期:12課題 3学期:8課題	¥33,000	¥320,650	¥200,000	¥520,650
受験コース ※2学期までの開講	スタンダードクラス	1学期:12課題 2学期:12課題	¥33,000	¥237,600	¥200,000	¥437,600

税込表示をしています。

年間（2025年3月まで）でのご案内となります。ただし、通学コース（受験デッサン科）、オンラインコース（受験コース）は2学期までの開講となります。

記載の実施校舎・授業時間・授業実施日はカリキュラムの関係上、変更となる場合がございます。

当学院では、効果的な指導を行うため、各学期に点在する祝祭日にも授業を行う代わりに、1学期・2学期に、それぞれ1週間ずつ連休を設けたカリキュラムを編成しております。2024年度は、4/29(月)～5/5(日)をGW休み、10/14(月)～10/20(日)を秋季休みといたします。

4. 前項「3. 役務の対価（学費）」の納付時期、方法

一括納付の場合 WEB フォームからの入学お申込日より1週間以内に学費合計額を当学院指定銀行口座にお振り込みください。

※分割納付の場合（原則不可、事前相談の上ご案内の方対象）

WEB フォームからの入学お申込日より1週間以内に初回納付額を当学院指定銀行口座にお振り込みください。別途、所定の手続きを経た上で、以下「自動引落日」に自動引き落としにてご納付いただきます。

[自動引落日] 全科共通（4回）6/26(水)、8/26(月)、9/26(木)、10/28(月)

5. 延納金・手数料

以下のいずれかに該当する場合、授業料・初回納付額・引落額に延納金・手数料が発生いたします。ご了承ください。

- ・お申し込み後1週間以内に学費のご納付がない場合、3%加算（一括の場合は“授業料”に加算、分割納付の場合は“初回納入額”に加算）
- ・口座残高不足等で引落不能となった場合、自動引落額に手数料550円加算。
- ・お客様都合で設定した口座に不備があり引落不能となった場合、手数料550円加算（口座情報誤り、印鑑相違等）。
- ・口座自動引落設定の書面がお申し込み月の翌月15日までに提出がない場合、自動引落額に手数料550円加算。
…口座自動引落設定の書面をご提出されたにもかかわらず、学院都合により口座設定が期日までに間に合わない、または自動引落不能の場合は、手数料は発生いたしません。
…加算となる場合は、毎月ではなく該当月となります。ただし、引落月が上記に当てはまる場合は、都度加算となりますのでご注意ください。

6. 役務の提供期間

契約書面交付日より、2025年3月末まで

7. クーリング・オフに関する事項

- ① 契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば書面により契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。
- ② 入学申込・契約者は、当学院が特定商取引法（以下「法」といいます）第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当学院が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当学院が交付した法第48条第1項の書面を入学申込・契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、入学申込・契約者は書面によって契約を解除することができます。
- ③ ①に記す契約の解除は、入学申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- ④ ①及び②に記す契約の解除があった場合、当学院が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入学申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ⑤ ④に記す契約の解除は、入学申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。

- ⑥. ①に記す契約の解除については、手数料は不要とし、入学申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

8. 中途解約に関する事項

- ①. クーリング・オフ期間経過後においても、所定の手続きを経て、特定継続的役務提供等契約を解除（中途解約）することができます。前受金は返還いたしますが、次のA・Bの場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で解約損料を請求いたします。
- A. 契約の解除が役務提供開始前である場合 ¥11,000
 - B. 契約の解除が役務提供開始後である場合（aとbの合計額）
 - a 提供された特定継続的役務の対価に相当する額
 - b 当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める以下の額 ¥20,000 または1ヶ月分の授業料に相当する額のいずれか低い額
- ②. ①の役務の対価の単価は（月・回数）をもって計算するものとします。
- ③. ①に記す契約の解除があった場合、当学院が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入学申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ④. ③に記す契約の解約時に、入学申込・契約者が当学院に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、当学院は入学申込・契約者に当該金額を返還するものとします。
- ⑤. 当学院の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- ⑥. 返還金のある場合は、入学申込・契約者の指定する銀行口座にお振り込みする方法で速やかに返還するものとします。

9. 退学に関する事項

以下、いずれかに定める場合に該当したときは、退学処分として入学契約を解除することができるものとします。また、退学処分となった場合の授業料の返還については前項の規定に従うものとします。ただし、注意・指導によっても改善が見られないと学院が判断した退学処分の場合には、授業料の返還は一切行いません。

- ① 講師もしくは従業員の指示に従わず、他の生徒に対する指導を妨害した場合。
- ② 校舎の設備又は備品を故意又は過失により破損した場合。
- ③ 学費の支払いを怠った場合。
- ④ 学院が「2024年度 VALLOON 高等学院（湘南美術学院）募集要項」記載の◎入学資格がないと判断した場合。
- ⑤ 学院が「2024年度 VALLOON 高等学院（湘南美術学院）募集要項」記載の◎心得の各項を遵守していないと判断した場合。

10. 休講に関する事項

台風・大雪・地震等の自然災害の影響によりやむを得ず休講となる場合、振替授業や授業料の返金は原則として行いません。

11. 個人情報保護

契約時に収集した個人を識別することができる情報（以下、「個人情報」といいます。）に関しては以下に定める目的（これらと相当の関連性を有すると合理的に認められる目的を含みます。）のみに利用します。

- ① 指導全般・顧客管理・安全管理・個人面談・進路指導等
- ② ご案内・各種印刷物の送付等
- ③ 集合写真、作品画像、当校・他企業広告物等

12. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

ローン提携販売又は割賦購入斡旋により役務提供を受ける場合には、割賦販売法に基づき当社に生じている事由をもって、金融機関からの支払請求に対抗できます。

13. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。